明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○東日本大震災により被害を受けた漁業者等に係る漁業手数料の納付に関する省令（**農林水産**四〇）　二

○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**農林水産・環境**二）　二

〔告　示〕

○二千一年の船舶の有害な防汚方法の規制に関する国際条約への中華人民共和国の加入に関する件（**外務**二二四）　三

○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**二二五）　三

○認定特定非営利活動法人を公示する件の一部を改正する件（**国税庁**一九）　三

○健康保険組合の名称を変更した件（**厚生労働**一九五）　三

○健康保険組合の従たる事務所を廃止した件（**同**一九六）　三

○健康保険組合の事務所の所在地を変更した件（**同**一九七）　三

○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第八十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める市町村を定める件（**同**一九八）　三

○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第八十五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める都道府県、指定都市又は児童相談所設置市（**同**一九九）　三

○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第八十七条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める市町村（**同**二〇〇）　四

○特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第四条第二項の規定に基づき、平成十五年中央労働委員会告示第一号の一部を改正する件（**中央労働委**三）　四

○東日本大震災により被害を受けた漁業者等に係る漁業手数料の納付に関する省令第一条等の農林水産大臣が定める書面を定める件（**農林水産**一二〇〇）　四

○東日本大震災に伴う海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員の選挙の臨時特例に関する法律第一条第一項の農林水産大臣が指定する県を指定する件（**同**一二〇一）　四

○激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第二十三条第一項の都道府県を指定する件（**同**一二〇二）　四

○平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間のみなみまぐろの漁獲量の限度の合計の上限を定める件の一部を改正する件（**同**一二〇三）　四

○指定漁業の認可及び取締り等に関する省令第五十七条第二項の規定に基づき、みなみまぐろの年間の漁獲量の限度の割当ての基準を定める件の一部を改正する件（**同**一二〇四）　四

○保安林の指定をする件（**同**一二〇五～一二一二）　四

○石油の備蓄の確保等に関する法律第七条第三項の規定に基づく基準備蓄量の減少を同条第四項の規定に基づき、告示する件（**経済産業**一四二）　六

○国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件（**国土交通**六七七）　六

○航路標識に関する件（**海上保安庁**一二五～一二八）　七

○水路測量の実施に関する件（**同**一二九）　七

○特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件の一部を改正する件（**環境**四九）　八

○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の評価の業務を廃止する件（**関東地方整備局**三〇二）　八

○道路に関する件（**北陸地方整備局**七〇、七一）　八

○登録住宅性能評価機関の代表者等の氏名を変更した件（**中国地方整備局**一一九）　八

○道路に関する件（**北海道開発局**七一）　八

〔国会事項〕

官庁事項　八

〔人事異動〕

法務省　栃木県　愛知県　堺市　八

〔叙位・叙勲〕

日本工業規格　八

〔官庁報告〕

中国地方整備局公示（中国地方整備局）　九

産　業　九

（厚生労働省・経済産業省）

労　働　九

争議行為の通知の公表について　九

（厚生労働省）

国家試験　一〇

第三十四回救急救命士国家試験（追加試験）の施行（厚生労働省）　一〇

救急救命士試験委員の公告（同）　一〇

〔資　料〕

平成二十三年四月中国際収支状況（速報）（財務省）　一〇

（以下次のページへ続く）